令和４年赤穂市教育委員会臨時会議事録

１　日　　時　　　　令和４年３月１８日　午後２時００分
２　場　　所　　　　赤穂市役所第２庁舎第２会議室
３　出席委員

教　育　長	尾　上　慶　昌
教育長職務代理者	木　曽　文　人
委　　　員	池　坂　めぐみ
委　　　員	志　水　　矛
委　　　員	井　本　学　明

４　委員以外の出席者

教　育　次　長	長　坂　幸　則
教　育　次　長	入　潮　賢　和
総　務　課　長	西　岐　厚　志
こども育成課長	近　藤　雅　之
学校教育課長	山　本　　亮
生涯学習課長	橋　本　政　範
文化財課長	中　田　宗　伯
スポーツ推進課長	笠　原　裕　之
学校給食センター所長	正　木　洋　志
中央公民館長兼市民会館長	本　家　信　治
図書館長兼市史編さん担当課長	小　野　真　一
書　　　記	澁　谷　文　江

５　付議事項
第７号議案　　公立学校教職員人事異動について
第８号議案　　令和４年度赤穂教育プランについて
報告２　　　　赤穂市新学校給食センター整備基本計画について

議 事 録 署 名

教　　育　　長　　　　尾　上　慶　昌

署　　名　　人　　　　池　坂　めぐみ

署　　名　　人　　　　志　水　　矛

令和４年赤穂市教育委員会臨時会議事録

教育長　　皆様、こんにちは。会議に先立ちまして、委員の皆様方にお諮りしたい案件がございます。

本日の委員会につきましては、傍聴の希望者がおられます。先着順により、すでに１名の方が選ばれております。

赤穂市教育委員会会議規則第５条の規定におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条に規定する事件以外は、公開することとなっておりますが、公開事件に限り、傍聴希望者の方々に傍聴を許可してもよろしいか。

全委員　　異議なし。

教育長　　異議なしと認め、さよう決します。

それでは、傍聴者の方々の入場を許可いたします。

ただいまより、教育委員会臨時会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第７号議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第８号議案より、その他の説明員の入室を許可することといたします。

はじめに、令和４年第２回教育委員会議事録の署名を木曽委員と池坂委員にお願いします。

（　教育長署名後、木曽委員、池坂委員の署名　）

次に、赤穂市教育委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名人２名を次のとおり指名いたします。池坂委員と志水委員にお願いします。

本日の議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第５条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第７号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第５条第１項第１号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、報告２については、同規則第５条第１項第７号の会議の公開が不適当である事件に、それぞれ該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員　　異議なし。

教育長　　以上のとおりの賛成をもちまして、第７号議案及び報告２は、非公開と決定します。

ただいまより、非公開事件の審議を始めますので、早速でございますけれども、赤穂市教育委員会傍聴人規則第５条（傍聴人の退場）により、傍聴人の退場を求めます。

（　傍聴人　退室　）

教育長　　それでは、審議に入ります。

第７号議案「公立学校教職員人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

［　非公開案件として、「公立学校教職員人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。　］

原案承認

（　説明員　入室　）

教育長　　傍聴人の入室を許可します。

（　傍聴人　入室　）

教育長　　それでは、審議を再開いたします。

第８号議案「令和４年度赤穂教育プランについて」順次、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　（　令和４年度赤穂教育プランについて議案３～７ページに基づき説明を行った。　）

教育長　　ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員　　感想も含めてなんですけれども、毎年この赤穂教育プラン、第２期赤穂教育振興計画、基本構想が１０年で、あと基本計画が前期５年と後期５年。そして実施計画というのはこうやって、毎年、赤穂教育プランというより、赤穂市の教育努力目標が各課で書かれているんですけれども、いつも昨年度と比較して、どういったところに重点を置いているのか、それはもちろん答えは２月に予算の提示がありまして、予算をベースで、施策というんですか、事業の見直しとか追加があって、そのとおり今課長さんが述べられたようなことがきちっと書いてあるなということはわかりました。もちろん１年２年で出来ないものもたくさんありますから、それは継続して書かれて、それはそれでいいと思うんですけども、ハード面ではわかるんですけども、学校教育の場合は、目に見えない、予算がついてなくても実践していかなければならない、子ども達に力をつけていかなければならない、ということで、今課長さんがずっと話していただきました。昨年から１番から１１番まで変わってませんけれども、教育というのは一朝一夕に出来上がるものじゃないので、毎年こういうプランを立てるのはいいと思うんですけども、昨年はどうであったかチェックして今年はこうだという、今課長さんが触れられたようなことはやはり現場でやらなきゃならないので、強く、教育委

員会の方には熱く伝えて、実際に各学校で実践していただくようお願いしたいと思います。それで、３年か前ですか、ここの場で、一番の『「確かな学力」を育成するため「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業の創造』ということで、そこの充実に向けたということで、実現に向けた授業の創造がいいんじゃないかと、教育委員さんが言われました。その時に、事務局の方が赤穂市の教育プランとか兵庫の教育プランとかそういったものを参考して文言は選んでるんだということでした。それはそれでよかったと思うんですけども、これもずっとこう、過去５年間続いていますけれども、赤穂市教育プランにも、昨年度出た中でここは、『「主体的・対話的で深い学び」の充実』というよりも、『実現に向けた授業の創造』、授業を作り出すっていうとやっぱり授業を変えていかなきゃなりませんので、授業改善の推進とか促進とか、赤穂教育プランには書かれてありますので、一番はやはりそれに基づいてちょっと考えていただければと思いますし、兵庫の教育プランの重点では、３年前からそういう『「主体的・対話的な深い学び」の実現に向けた授業改善の促進』とかずっと書かれてありますので、文言でどうのということではないんですけども、こういう教育プランが元になっておりますので、そこはちょっと考えていただければいいと思います。また、先ほど課長さんが言いましたように、４番のところで、一人一人のニーズに応じた授業改善ということが言われておりますので、それはやはり、ここの確かな学力を育成するためにも、授業を変えていかなきゃならないということで、「授業の創造」よりも「授業の改善」の方がいいんじゃないかと思いまして、意見を言わせていただきました。

事務局　　貴重なご意見、ありがとうございます。細かなところで、その「充実に向けた」、「実現に向けた」、様々な言い回しはあることは承知をしております。より、委員おっしゃられますように、その大切なところは、「主体的・対話的で深い学び」、これが子どもたちにとって、確かなものになるようにと、そういったところは、ポイントをずらさずに、学校での取り組みが支援して参りたいというふうに考えております。

教育長　　他にご質疑ございませんか。

委員　　図書館のところですけれども、「絵本との出会い」というところがございます。確か広報の１月号にも読み聞かせ等の募集がかかっていたように記憶しているんですけども、「絵本の機会」といいますか、子どもと申しますか、幼児等に最初の本の出会いを求める一

つの手として、一時期ストーリーテリングっていうものが、随分流行ったんですけども、最近あまり聞かなくなってですね、朗読講座とか、絵本講座とかっていう名称だけになってしまってますけども、やはり読み聞かせだったらこう声に出したら単なる読んでるんですけども、ストーリーテリングになると、今度は感情が入ってきて、やはり子どもたちの心に訴えるっていう手法がやはり必要なんじゃないかな、とこう思います。それから、縦割りという表現がどうかわかりませんけども、図書館と公民館、同じ公民館にも図書のコーナーがあったりしますけれども、それとの連携等も必要なんじゃないかなと思ってます。今、文字にだんだんと触れる機会がなくなってる最中ですので、やはり最初から、小さなころから、文字が読めない時代から、そのストーリーテリングとかっていう形で、本との付き合いを小さいころから進めるべきではないかな、とこう思ったわけです。以上です。

事務局　ありがとうございます。ブックスタートに関しましては、絵本を幼児にも配布をさせていただいて、それのフォローアップということで、幼児に対して絵本を読み聞かせをすると、いうふうなことも併せて実施はさせていただいております。また、それにつきましても、継続して取り組んで参ることとしております。また、ストーリーテリングの関係なんですけれども、例年、講座の中では、そのストーリーテリングに関する講座というのを実施しておりまして、ただ対象は、やはり一般の方ということにはなっているんですけれども、そういった講座にも、今後も継続して取り組んでいくこととしております。また、公民館の図書室との連携なんですけれども、ここはちょっと実際のところですね、それぞれの地区公民館の図書室でどのような本が架蔵されているのかというところまでこちらの図書館の方ではなかなか把握できていないというところもございまして、公民館とですね、図書館の図書をどのように、とらまえていくのかというところも、これは課題ではあろうかと思いますが、また公民館と図書館のそれぞれの図書を活用しての、何かそういった事業ができないかということにつきましては、いただきましたご意見を元にですね、今後は何かそういった取り組みができないのかなといったところで、考えていけたらというふうに思っております。ありがとうございます。

教育長　他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第８号議案、令和４年度学校教育プランについて、順次、委員のご確認をいただき表決といたします。

全委員　　　　　　異議なし。
教育長　　　　　　以上のとおりの賛成をもちまして、第８号議案は、原案のとおり議決されました。
ただいまより、非公開事件の審議を始めますので、赤穂市教育委員会傍聴人規則第５条、傍聴人の退場により、傍聴人の退場を求めます。
（　傍聴人　退室　）
教育長　　　　　　委員会を再開します。
次に、報告２「赤穂市新学校給食センター整備基本計画について」事務局の説明をお願いします。

［　非公開案件として、「赤穂市新学校給食センター整備基本計画について」説明を行い、その後審議を行った。　］　承認

教育長　　　　　　その他、事務局から報告事項がありますか。
事務局　　　　　　（　第３回定例教育委員会を３月３１日（木）午前１０時から、赤穂市役所第２庁舎で開催することを報告した。　）
教育長　　　　　　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会臨時会を終了させていただきます。お疲れ様でした。
（午後３時３２分閉会）